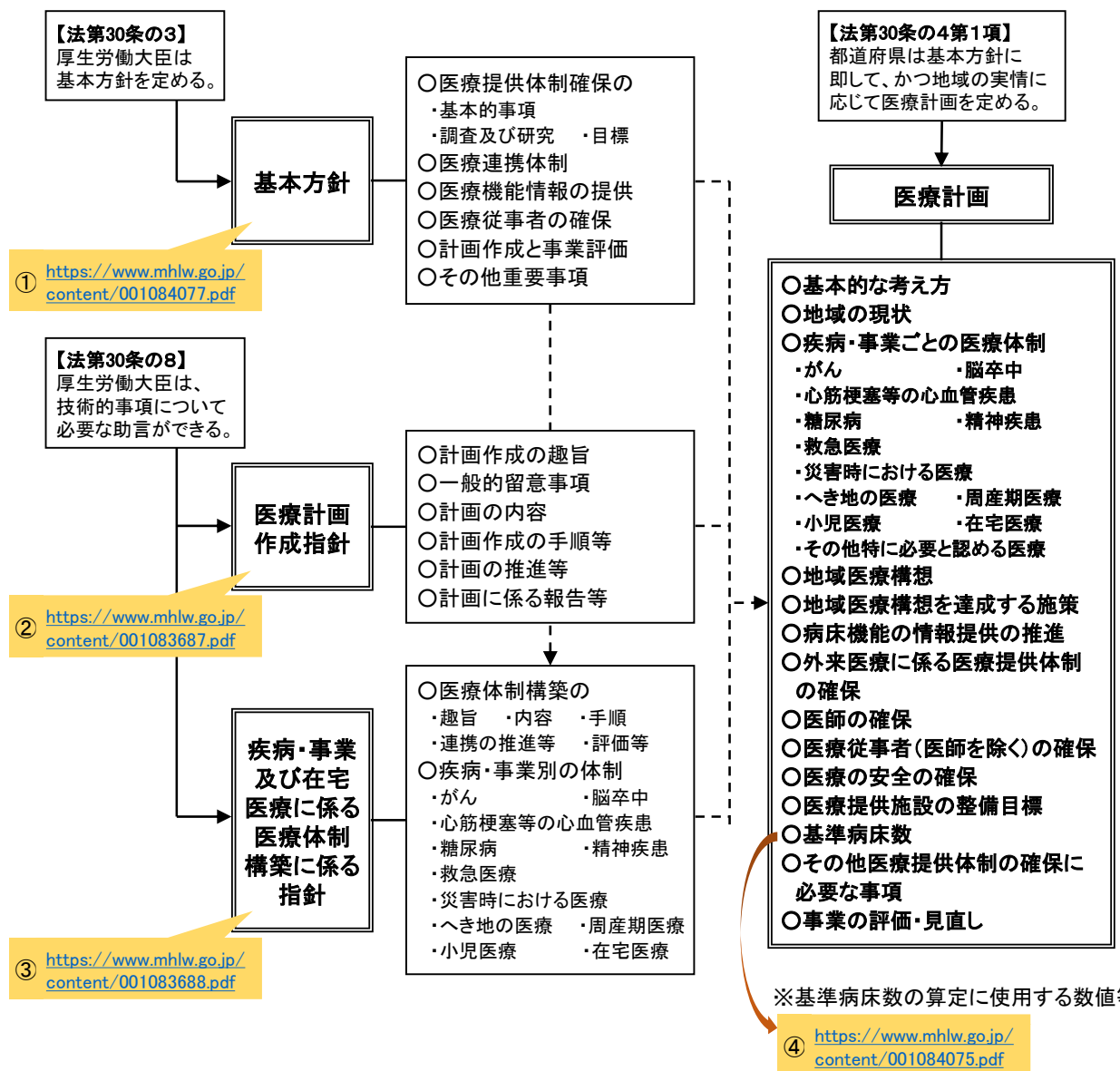


第8次医療計画作成に係る厚生労働省通知等について

令和5年3月31日に、厚生労働省医政局から第8次医療計画の作成に係る通知が発出されました。これらの通知には、都道府県が第8次医療計画（計画期間：令和6年度～11年度）を策定するにあたっての、計画の手順や、計画に盛り込む指標例などが記載されています。

○厚生労働省関係通知等

- ① 医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（令和5年3月31日厚生労働省告示第149号）
- ② 医療計画について（令和5年3月31日厚生労働省医政局長通知）
- ③ 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
- ④ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（令和5年3月31日厚生労働省告示第150号）



※「新興感染症発生・まん延時における医療」について

- ・令和5年3月31日付作成指針には含まれていない。
- ・当該箇所の作成指針は、5月末の公表となる見込み。

○基本方針の改正の主なポイント

(令和5年3月31日付厚生労働省医政局通知

「医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件等の公布等について」)

- 医療提供体制の確保に係る基本的な考え方として、情報通信技術の活用や医師の働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時により浮き彫りとなった地域医療の課題を踏まえた医療機能の分化・連携等の重要性に留意すること等を追加すること。
- 5疾病・5事業に係る目標設定に関し、ロジックモデル等のツールの活用も検討するものとする。
- 救急医療に係る配慮事項として、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合における相談体制の整備、初期救急医療機関・第二次救急医療機関・第三次救急医療機関の役割の明確化、高次の医療機関からの転院搬送の促進、要配慮患者への対応体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。
- 救急医療用ヘリコプターに係る配慮事項として、効率的な活用のための広域連携体制の構築を追加すること。
- 災害時における医療に係る配慮事項として、保健医療福祉調整本部の下での保健医療活動チームの連携体制の構築、要配慮被災者の対応体制の整備、各医療機関におけるBCPの策定及び災害拠点病院以外の病院における非常用自家発電機の整備や止水対策を含む浸水対策等の防災対策を追加すること。
- へき地における医療に係る配慮事項として、へき地医療計画と医師確保計画との連動、オンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を追加すること。
- 周産期医療に係る配慮事項として、ハイリスク分娩への対応体制の整備、母子保健等との連携の推進、在宅ケアへの移行支援及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。
- 小児医療に係る配慮事項として、救急医療機関の受診に関する相談体制の整備、医療的ケア児の支援体制の整備及び新興感染症の発生・まん延時に必要な体制の整備を追加すること。
- 在宅医療に係る配慮事項、適切な在宅医療の圏域の設定、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の明確化等を通じた医療連携体制の構築及び各職種の関わりの明確化を追加すること。
- 医療安全の確保について、都道府県等が把握すべき取組の状況として、医療事故が発生した場合の対応に関する取組等が含まれる旨を明確化すること。
- 地域医療構想に関し、対応方針の策定率の公表などPDCAサイクルを通じた推進を追加すること。
- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項として、外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化・連携の推進のため、外来機能報告を通じた外来医療の実施状況の把握及び協議の場での協議を通じた紹介受診重点外来の明確化を追加すること。
- 医師の確保に関する基本的な事項として、医師の働き方改革と地域医療構想及び医師確保に関する取組との一体的な推進を追加すること。
- 医師以外の医療従事者の確保に関する基本的な事項として、歯科医師、薬剤師、看護師等の確保に係る取組の推進を追加すること。

○医療計画作成の趣旨（医療計画作成指針 P.3～4 抜粋）

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられる効率的で質の高い医療提供体制を地域ごとに構築するためには、医療計画における政策循環（PDCAサイクル等）の仕組みを一層強化することが重要となる。

施策及び事業評価の際には、施策及び事業の結果（アウトプット）のみならず、地域住民の健康状態や患者の状態、地域の医療の質などの成果（アウトカム）にどのような影響（インパクト）を与えたか、また、目指すべき方向の各事項に関連づけられた施策群が全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、必要に応じて医療計画の見直しを行う仕組み（PDCAサイクル等）を、政策循環の中に組み込んでいくことが必要となる。

○医療計画に必ず記載しなければならない事項（医療計画作成指針 P.5～6 抜粋）

- | | |
|--|---|
| (1) 都道府県において達成すべき、5疾病・5事業及び在宅医療の目標に関する事項 | (8) 医師及び医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項 |
| (2) 5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項 | (9) 医療の安全の確保に関する事項 |
| (3) 医療連携体制における医療機能に関する情報提供の推進に関する事項 | (10) 病床の整備を図るべき区域の設定に関する事項 |
| (4) 5疾病・5事業及び在宅医療に関する事項 | (11) 基準病床数に関する事項 |
| (5) 地域医療構想に関する事項 | (12) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項 |
| (6) 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項 | (13) その他医療提供体制の確保に関し必要な事項 |
| (7) 外来医療に関する事項 | |

○5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制（医療計画作成指針 P.10 抜粋）

5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれについて、

- (1) 住民の健康状態や患者の状態といった成果（アウトカム）、患者動向や医療資源・連携等の医療提供体制について把握した現状
 - (2) 成果を達成するために必要となる医療機能
 - (3) 課題、数値目標、数値目標を達成するために必要な施策
 - (4) 原則として、各医療機能を担う医療機関等の名称
 - (5) 評価・公表方法
- 等を記載する。

また、記載に当たっては、

- (6) 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割
 - (7) 病病連携及び病診連携
- にも留意する。

さらに、特に必要な場合には、関係機関の役割として、

- (8) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
 - (9) 薬局の役割
 - (10) 訪問看護事業所の役割
- についても記載すること。

患者や住民にわかりやすいように記載すること。